

2024年度 返還のてびき

【ダイジェスト版】

2024年10月～2025年9月に貸与が終了する方用



本冊子はダイジェスト版です。より詳しい内容については、本機構ホームページに「返還のてびき」として掲載していますのでご確認ください。

なお、制度変更等により「返還のてびき」に記載の取扱いを見直すことがありますので最新の情報については、本機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

貸与が終了する時にやらなければならないこと

1 口座振替(リレー口座)の加入手続

奨学金の返還は、口座振替(毎月27日)により行いますので、**口座振替(リレー口座)**の加入手続が必要です。

※給付奨学金との併給調整により貸与額が0円で貸与終了した第一種奨学金は手続不要です。

● 加入手続時期の目安

3月新規満期者(修業年限の終期(3月)貸与終了者)は、学校が手続を確認できる在学中に手続を行う必要があります。学校が指示する期日までに口座振替の加入手続をしてください。

● 加入手続方法

在学している学校の指示に従って手続をしてください。

なお、加入手続は、原則**スカラネット・パーソナル**から行ってください。

奨学生本人名義の口座のみ申込可能です。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



※3月新規満期者(修業年限の終期(3月)貸与終了者)が口座を変更したい場合は、必ず貸与終了後の4月以降に改めて手続をしてください。

スカラネット・パーソナルからの申込方法

スカラネット・パーソナルにログインし、各種手続画面でワンタイムパスワードを取得し、[2. 振替用口座(リレー口座)登録・変更申込]から手続をしてください。

詳しい申込手順は、機構ホームページ「加入方法」を確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/furikae/kanyu.html>



スカラネット・パーソナルから申込み可能な金融機関

ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、一部インターネット専業銀行(楽天銀行、イオン銀行、PayPay銀行、セブン銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行)

※スカラネット・パーソナルから申込ができない金融機関

三菱UFJ銀行、信用組合、信託銀行、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、外国銀行、その他一部の銀行(あおぞら銀行、SBI新生銀行等)

【注意事項】

※機構に登録しているカナ氏名(「貸与奨学金返還確認票」(2頁参照)で確認してください。)と同じ名義の口座で申し込んでください。

※機構ホームページで「推奨環境」(10頁参照)を確認してください。推奨環境以外では、手続が正常に行えない場合があります。

※以下の場合にはスカラネット・パーソナルで手続ができませんので、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」を使用し、金融機関の窓口で手続をしてください。申込書は、学校に申し出るか、機構ホームページ「口座振替(リレー口座)への加入・変更」を確認し、請求してください。

・申し込みたい口座が、上記「スカラネット・パーソナルから申込ができない金融機関」の口座である場合

・奨学生本人名義以外の口座(家族の口座など)からの返還を希望する場合

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html#seikyuu>



【奨学生番号が複数あり、別々の口座から返還を希望する場合】

- 3月新規満期者(修業年限の終期(3月)貸与終了者)の場合
一旦、返還が必要なすべての奨学生番号について同じ口座で加入手続きをし、貸与終了後に機構ホームページ「加入方法」の「5. 注意」を確認し、口座変更の手続きをしてください。
- 3月新規満期者以外の場合
機構ホームページ「加入方法」の「5. 注意」を確認し、加入手続きをしてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/furikae/kanyu.html#05>



2 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認



学校から配付される「貸与奨学金返還確認票」に記載された内容を確認してください。

確認事項

- ① 借りた金額(貸与総額(借用金額))・期間
- ② 返す金額・方法
- ③ 保証制度(機関・人的)の種類
- ④ 利率の算定方法(第二種奨学金のみ)
- ⑤ 氏名・住所等

確認事項のうち、奨学生本人、連帯保証人・保証人(人的保証)、本人以外の連絡先(機関保証)の住所・電話番号・勤務先等記載事項に変更がある場合

貸与中

学校に申し出てください。

貸与終了後

スカラネット・パーソナルで届け出てください。

③

【第二種人的保証】 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いたしております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。また、内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です(裏面参照)。

なお、前年度末時点で返還済みの金額が0円となる場合は、返還済みの金額を0円とさせていただきます。

《例》第二種奨学金人的保証の場合(イメージ)

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 6 年 9 月 3 日

借用金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	821-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学	
	在学学校	日本学生支援大学					
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 1-0-7					
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000			
貸与状況	氏名	フリガナ キョウジ ヨシコ 機構 順子					
	生年月日	平成 14 年 10 月 27 日生				性別	女
	貸与期間	2021 年 4 月 ~ 2025 年 3 月	貸与月数	48 回	貸与月額	50000 円	
	貸与総額			貸与総額	2400000 円	貸与額計	2400000 円
返還の条件	返済期日	毎月27日	返済回数	180 回	初回割賦金	16769 円	
	月賦返済	毎月27日	割賦金	16769 円	最終割賦金	16917 円	
	*1 月賦返済時の総支払額	(利息込み) 3018568 円					
	併用返済	毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円	
	併用返済	毎月1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円	
併用返済時の総支払額	(利息込み) 3019908 円						

貸与月額が複数変更となったことにより「貸与の状況」の合計金額が借用金額と一致しない場合はスカラネット・パーソナルより確認してください。
注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は、年3.2%)で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和6年 8月貸与終了者に実際に適用された利率(年X.XXX%)、増額貸与部分は年X.XXX%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

※左記の例は、貸与奨学金返還確認票の左欄です。右欄には以下の記載がありますので、確認してください。

人的保証の場合

- 連帯保証人
- 保証人

機関保証の場合

- 本人以外の連絡先

【人的保証・機関保証 共通】

「所得連動返還方式」
または
「猶予年限特例」
の表示(対象者のみ)

奨学金の返還について

1 返還が始まる時期

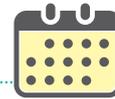
貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月**から返還が始まります。
2025年3月に貸与が終了する方の初回振替日は、
2025年10月27日(月)です。

口座振替加入後に郵送する「**口座振替(リレー口座)加入通知**」で返還開始月や返還の明細をお知らせします。

返還はいつから始まるのかな…



2 毎月の振替日(引き落とし日)



月賦返還の場合

毎月27日に
口座から引き落とします

月賦・半年賦併用返還の場合

毎月27日に月賦分、
1月と7月の27日に月賦と半年賦の
合計額を口座から引き落とします

※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

3 第一種奨学金(無利子)の返還方法

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、申込時に「**定額返還方式**」または「**所得連動返還方式**」のいずれかを選択しています。

※大学院修士段階における「授業料後払い」制度を利用した場合の返還方法は、「**所得連動返還方式**」となります。

※「**授業料後払い**」制度は第一種奨学金として貸与しています。同制度を利用した場合でも、貸与終了後に本機構から通知をする場合は「**第一種奨学金**」として表示します。

(参考)「**授業料後払い**」制度の返還方式 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/henkan.html>



定額返還方式

貸与総額(借用金額)に応じて毎月の返還金額が決まります。

所得連動返還方式

前年の課税対象所得(課税総所得金額)等に基づき、毎月の返還金額が決まります。

- ・返還方法は月賦返還のみ、保証制度は機関保証のみです。
- ・「返還月額」は、毎年、前年の課税対象所得等に基づき10月から翌年の9月までの返還月額が決まります。なお、月額の最低金額は2,000円です。
- ※返還初年度のみ定額返還方式で算出した割賦金の半分が返還月額となります。
(「**授業料後払い**」制度を利用した場合の返還初年度の返還月額は2,000円です。)

● 返還方式の変更(定額返還方式⇒所得連動返還方式)

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方で、定額返還方式を選択している方は所得連動返還方式へ変更することができます。

※所得連動返還方式から定額返還方式への変更は、貸与期間が終了する年度の一定期間まで学校を通じて行うことができます。(貸与終了後は変更できません。)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/henkou.html>



変更に必要な書類

- ① 「第一種奨学金返還方式変更届(返還者用)」または「第一種奨学金返還方式変更届兼保証の変更依頼書」
- ② 「マイナンバー提出書」
- ③ 番号確認書類(「個人番号カード(うら面)」等のコピー)
- ④ 身元確認書類(「個人番号カード(おもて面)」, 運転免許証等のコピー)



所得連動返還方式は、保証制度が**機関保証制度**に限定されますので、人的保証を選択している方は、機関保証制度に変更してください。
なお、変更の際に保証料を一括で支払う必要があります。

4 第二種奨学金(有利子)の返還方法



返還方式	利子	利率
貸与総額(借入金額)に応じて毎月の返還金額が決まる 「定額返還方式」のみ となります。	在学中は無利子ですが、 貸与終了の翌月1日 から 利子が発生 します。	利率の算定方式は、奨学金の申込時に 「利率固定方式」 または 「利率見直し方式」 のいずれかを選択しています。

- **利率固定方式**・・・貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。
- **利率見直し方式**・・・貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。

- ・利率は原資となる国からの借入金の利率等に基づきますが、いずれの方式も利率は**年3%が上限**です。
- ・私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方、または法科大学院に在学する方が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、および入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。増額貸与利率は、原則、基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率です。

返還中の各種届出について

1 住所・電話番号等の変更

本人、連帯保証人・保証人(人的保証)および本人以外の連絡先(機関保証)の住所・姓(名字)・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、**スカラネット・パーソナル**で届け出てください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/jushoshimei.html>



2 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更

「連帯保証人変更届」「保証人変更届」「本人以外の連絡先(機関保証)変更届」を機構ホームページから印刷して、郵送で届け出てください。

- 連帯保証人・保証人の変更(人的保証選択者)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/remponin.html>



- 本人以外の連絡先変更届(機関保証選択者)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/honnin_igai.html



貸与中(在学中で奨学金の振込が終了していない)の場合は、変更届の様式が異なりますので、在学している学校に申し出てください。

連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類を添付してください。

保証人^{*}を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

※保証人…本人および連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「分別の利益」(保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること。)のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

3 振替用口座の変更

- 振替用口座を変更する場合は、原則、以前に手続をした口座の登録が完了した後に、改めて加入手続をしてください。
- 機構ホームページ「振替口座の変更」をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/koza.html>



新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、変更前の口座から振替が行われますので、解約しないでください。

届出がない場合、機構からの通知等が届かなかったり、振替ができなかつたり、延滞等の原因になるため、登録内容に変更が生じたら、必ず届け出てください。



返還が困難になった場合(救済制度)

1 在学猶予

- 在学している期間中、**返還期限を猶予(先送り)することができる制度**です。
- 適用期間の上限は**通算10年(120か月)**です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html



届出の方法

在学している学校,または,進学する予定の学校に入学後,**スカラネット・パーソナル**で「在学猶予願」を提出してください。

「在学猶予願」の提出には,在学している学校の「学校番号」の入力が必要です。
学校の担当窓口にお問合せください。

「在学猶予願」を提出した後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合,
必ず**スカラネット・パーソナル**で
「在学猶予期間短縮願」を提出してください。

返還が難しく
なったらどうすれば
いいの？



2 減額返還・返還期限猶予

奨学生本人が,経済困難,失業,傷病,災害等の事情により返還が困難になった場合,**スカラネット・パーソナル**,または書面で**減額返還**や**返還期限猶予**を願い出ることができます。
詳細は機構ホームページでご確認ください。

減額返還

- 当初約束した**返還月額を3分の2, 2分の1, 3分の1または4分の1に減額**し,返還期間を延ばして返還する制度です。
- 1回の申請につき最長12か月まで願い出ることができます。
- 適用期間の上限は通算**15年(180か月)**です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html



- ・「**所得連動返還方式**」を選択している場合は申請できません。
- ・減額返還適用期間中に2回続けて振替不能となった場合は,延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになり,減額返還適用前の当初割賦金により延滞額として算出した延滞金が賦課されます。

返還期限猶予

- **一定期間返還を先送り**することができる制度です。
- 1回の申請につき最長12か月まで願い出ることができます。
- 適用期間の上限は通算**10年(120か月)**です。
ただし,災害,傷病,生活保護受給中,産前休業・産後休業および育児休業等の場合は,取得年数の制限はありません。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html



(参考)奨学金の返還支援制度

1 地方公共団体による奨学金返還支援制度



地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した者に対して奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。

(参考)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続等については、各地方公共団体に直接ご確認ください。

2 企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度



各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、社員等に対し、返還額の一部または、全額を支援する制度があります。

(参考)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続等については、各企業等に直接ご確認ください。

返還が滞った場合

1 延滞金の賦課

約束の期日を過ぎると延滞となった返還月額に対し、**年3%**の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/entaikin.html>



2 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に**延滞3か月以上**になった場合、個人情報情報機関に以下の個人情報等が登録されます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/kojinjoho/index.html>



- ・個人情報（氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等）
- ・契約情報（貸与額・最終返還期日等）
- ※その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。



3 督促

人的保証の場合

- 1 本人に対して
 - ・請求（振替不能通知送付）
 - ・債権回収会社からの電話督促
 - 2 連帯保証人・保証人に対して
 - ・督促状送付
 - ・債権回収会社からの電話督促
- ↓
- 督促後も返還等ない場合
- 3 本人・連帯保証人・保証人に対して
 - ・債権回収会社が督促・回収
- ↓
- それでも返還等ない場合
- 4 機構からの一括返還請求※
 - 5 法的手続
(裁判所に支払督促の申立等を行う)

機関保証の場合

- 1 本人に対して
 - ・請求（振替不能通知送付）
 - ・債権回収会社からの電話督促
- ↓
- 2 本人に対して
 - ・債権回収会社が督促・回収
- ↓
- 3 本人に対して
 - ・債権回収会社が訪問
 - ・一括返還請求（返還未済額の全額請求）※
 - 4 機構から保証機関に対して
 - ・代位弁済請求
 - 5 保証機関から本人に対して
 - ・代位弁済額一括請求・督促
 - ・法的手続
(裁判所に支払督促の申立等を行う)

※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

返還の免除について

1 死亡または精神もしくは身体の障害による免除

奨学生本人が死亡または精神もしくは身体の障害により労働能力を失った時は、願い出ることにより奨学金の返還未済額の全額または一部の返還が免除される場合があります。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/ippan_menjo.html



2 特に優れた業績による返還免除

大学院第一種奨学金(大学院修士段階における「授業料後払い」制度を含む。)については、貸与が終了する年度に学校へ願い出て、学校から日本学生支援機構へ推薦された場合、奨学金の全額または半額の返還が免除されることがあります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>



その他

1 繰上返還

- 貸与終了後、**全額または一部を繰り上げて返還**することができます。
- 一部繰り上げて返還した場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。割賦金額は変更されません。
- 口座振替加入手続後、**スカラネット・パーソナル**で申し込んでください。
- **スカラネット・パーソナル**の画面上で、振替金額・振替日・振替口座を確認してください。

ボーナスが入ったから繰上返還したいな!



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kuriage.html>



2 卒業後のアンケートの実施について

今後の奨学金事業運営の参考にするため、奨学金の利用が学業・生活・進路等に与えた影響についてアンケートを実施することがあります。ご協力のほどよろしくお願いします。



スカラネット・パーソナル



- 奨学金を貸与中の方や返還中の方が、自分自身の奨学金に関する情報をインターネットで確認できる情報システムです。
- 貸与総額(借用金額)や毎月の返還金額、返還残額、振替用口座(リレー口座)の確認や、減額返還・返還期限猶予の申請等各種手続きができます。
- また、返還中の方は、以下の各種手続きが可能です。

【主な手続】

- ① 住所・姓(名字)・勤務先・電話番号等の変更
- ② 振替用口座(リレー口座)の登録・変更申込
- ③ 「在学猶予願」・「在学猶予期間短縮願」の提出
- ④ 線上返還の申込
- ⑤ 各種証明書の発行依頼
- ⑥ 最低返還月額申請(所得連動返還方式選択者のみ)
- ⑦ 「奨学金減額返還願」・「奨学金返還期限猶予願」の提出、作成・印刷

【スカラネット・パーソナル】



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

【推奨環境】



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/kankyo.html

日本学生支援機構(JASSO)のホームページ

「奨学金」関係のページにおいて、様々な情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



奨学金相談に関するQ&Aサイト

奨学金に関するよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる
Q&Aサイトです。

<https://www.shogakukinsupport.jp>



各種願出様式

返還に関する諸用紙	提出先
在学届・在学届(在学期間短縮) <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出してください。 ※スカラネット・パーソナルで手続可。
①奨学金減額返還願 ②奨学金返還期限猶予願 ③奨学金減額返還短縮願 ④奨学金返還期限猶予短縮願	左記の①, ②については, スカラネット・パーソナルで願出可。(下記参照) ※郵送の場合 〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口
①転居・改氏名・勤務先(変更)届 ②繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2 ※スカラネット・パーソナルで手続可。
①連帯保証人変更届,保証人変更届 ②本人以外の連絡先(機関保証)変更届 ③在学期間短縮届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2
貸与奨学金返還免除願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還総務課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2
口座加入・変更に関する用紙	請求先
口座振替(リレー口座)加入申込書	本機構ホームページ(下記参照)から請求してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html#seikyuu ※ホームページ以外の請求先 <郵送>独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2 ※提出先は金融機関の窓口となります。 ※奨学生本人名義口座の場合, スカラネット・パーソナルで手続可。

※上記提出先は変更になる場合がありますので、最新の提出先は機構ホームページで確認してください。

様式は本機構ホームページに掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえ利用してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

「奨学金減額返還願」のスカラネット・パーソナルからの願出について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/spnegaide.html

「奨学金返還期限猶予願」のスカラネット・パーソナルからの願出について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/spnegaide.html